

9月定例会

# 委員会報告

各委員会で議論となつたものを  
委員長がまとめたものです。

## 総務文教委員会

委員長  
田中 親彦

補正予算（第4号）は、車両に与えた損害賠償に関するもの。事業主体は市であるが国が6事業分野と決めている。

県から示されている補助額にはまだ余裕があり、1,100万円ほどの残額がある。JAや商工会議所にも依頼しているが平成22年度末までの事業であり、民間企業の事業に新規雇用をはじめ込む形となるので単年度だけの補助金では難しい問題もある。

委員会は補正予算（第3号）と（第4号）の2件を審査した。審査の結果は2議案ともに全員賛成にて原案可決であった。

主な審査内容は、補正予算（第3号）総務費男女共同参画に要する経費は、年9回の市養成講座に、県の「あすばる」出前講座を3回追加するもの。

労働費の緊急雇用創出事業に要する経費は、県の基金事業により、重点分野創造4事業、地域人材育成2

で、持参されなければ預からない。看護師も配置し病院との連携も図れる。容体が急変すれば、すぐかかりつけ医に連絡する」との答弁があつた。

補正予算の中で筑後川下流域土地改良事業に要する経費は、国営水路の基幹水利管理施設事業において、事務費等が補助対象外となる市町村負担金の見直しにより、負担金が増額された。

水道事業剰余金の処分については、地方公営企業法に基づき剰余金を処分するもの。減債積立金5,000万円、建設改良積立金2億円を計上し、翌年度剰余金を1億2,428万8,332円とする。

## 厚生委員会

委員長  
矢加部 茂晴



## 建設経済委員会

委員長  
坂本 好教

については、まだ明確にしていない。基本的に申請により、実際に開栓・閉栓を行つた日を基準にする。詳細な取り扱いについては、今後早急に決定したい」との答弁があつた。

委員会では、補正予算2件、条例改正1件、水道事業剰余金の処分1件その他2件の審査をし、全議案を全員賛成にて原案可決した。

筑後市水道事業給水条例の改正は、月の中途において水道の使用開始、中止、廃止があつた場合、使用期間が月のうち15日未満、かつ使用水量が基本水量の2分の1以下の使用について

は、基本料金を半額とするよう改正するもの。委員より「使用日数15日未満とはどう取り扱うのか」との質問に「日数等の取り扱いに

な情報が必要。子宮頸がん患者が低年齢化しており、性の規範意識を確立するこ

とが先」等の意見があつた。

受診率向上対策の充実を求める意見書には「ワクチン接種の公費助成及び

の持続期間や副作用は明確

に「病児を預かるが問題はないか」との質問に「必ずかかりつけ医の連絡票が必要

と答えた。

子宮頸がんを予防するワクチン接種の公費助成及び

受診率向上対策の充実を求める意見書には「ワクチン接種の公費助成及び

の持続期間や副作用は明確

に「病児を預かるが問題はないか」との質問に「必ずかかりつけ医の連絡票が必要

と答えた。